

青森県報

号外第五十二号

令和六年
八月十六日
(金曜日)

目 次

公安委員会

- 警備員の検定合格者審査の実施……………(生活安全) ……一
- 青森県警察事件管理システム賃貸借契約に係る一般競争入札……………(企画課) ……一
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計課) ……三
- ……………(会 同) ……四

公安委員会

青森県公安委員会告示第百号

警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)附則第五条に規定する審査(学科試験及び実技試験により判定する審査。以下「審査」という。)を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)附則第九条の規定により公示する。

令和六年八月十六日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 審査の実施日時及び場所

1 実施日時

令和六年九月二十五日(水)午後一時から午後四時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 実施する審査及び審査対象者

検定規則附則第六条各号に掲げる次の審査及びそれぞれ当該各号に定める者(検定規則附則第七条第二項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

1 空港保安警備業務に係る一級の審査

検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。)第一条第一項の表に規定する空港保安警備(次号において「空港保安警備」という。)に係る同項に規定する検定(以下「旧検定」という。)であって同条第二項に規定する一級に係るもの(以下「旧一級検定」という。)に合格した者

2 空港保安警備業務に係る二級の審査

空港保安警備に係る旧一級検定又は旧検定であって旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの(以下「旧二級検定」という。)に合格した者

3 施設警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する常駐警備(次号において「常駐警備」という。)に係る旧一級検定に合格した者

4 施設警備業務に係る二級の審査

常駐警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

5 交通誘導警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する交通誘導警備(次号において「交通誘導警備」という。)に係る旧一級検定に合格した者

6 交通誘導警備業務に係る二級の審査

交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

7 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等運搬警備(次号において「核燃料物質等運搬警備」という。)に係る旧一級検定に合格した者

8 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査

核燃料物質等運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

9 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備(次号において「貴重品運搬警備」という。)に係る旧一級検定に合格した者

10 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査

三 審査予定定員
貴重品運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

種 別 及 び 級	予定定員
空港保安警備業務に係る一級及び二級の審査 施設警備業務に係る一級及び二級の審査 交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級及び二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査	合計三十人

四 審査の申請手続

1 申請の受付期間等

- (一) 受付期間
令和六年八月二十六日(月)から同月三十日(金)までの間
- (二) 受付時間
午前九時から午後四時までの間
- (三) 受付の締切り
申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 申請場所

- 次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。
 - (一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
 - (二) 青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
 - (三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証(以下「旧合格証」という。)を有する者で、青森県外に住所を有する者及び青森県外に所在する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
- 3 申請方法
四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

4 申請書類

検定規則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。

ただし、審査申請者の住所を管轄する公安委員会とその者が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会が同一である場合は(一)、(二)のいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合は(一)、(二)に掲げる書面のすべてを、それぞれ添付することを要しない。

- (一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に住所を有する者は、住所を疎明する書面
- (二) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有し、青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 一葉

(四) 旧合格証の写し

5 審査手数料

四千七百円分の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。

六 審査事項等

1 学科試験

- (一) 警備業務に関する基本的な事項
- (二) 法令に関すること。
- (三) 警備業務の実施に関すること。
- (四) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

2 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

4 審査に関する留意事項

審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。

六 審査申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七―七二三―四二二一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県警察事件管理システム賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和六年八月十六日

青森県警察本部長 小野寺 健 一

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間におけるシステム構築、設定、保守等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

二 賃貸借期間

令和七年三月一日から令和十二年二月二十八日まで。ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。
- 3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該

排除要請が継続している者でないこと。

5 納入するシステムについて、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び履行体制等が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に関係書類を添えて、令和六年九月五日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七―七二三―四二二一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七―七二三―四二二一

2 入札書の提出期限

令和六年九月二十七日 午後二時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一
青森県庁地下会議室

令和六年九月二十七日 午後二時十分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二

号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

(賃貸借期間中初年度の契約金額(翌年度以降は各年度の契約金額)の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。)

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札参加者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち一か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって令和六年度の契約金額とする。ただし、令和七年度から令和十年度の契約金額は、落札価格に十二を乗じた額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とし、令和十一年度の契約金額は、落札価格に十一を乗じた額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を

切り捨てた金額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Aomori Prefectural Police Incidents Management System Iset

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

2:00 P. M. September 27, 2024

3 Contact point for the notice:

Supply Section

Finance Division,

Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shimnachi

Aomori City, Aomori 030-0801

Japan

TEL 017-723-4211

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年八月十六日

青森県警察本部長 小野寺 健

一

- 一 物品等の名称及び数量
- 二 現場撮影用デジタルカメラ貸借 一式
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 四 契約の方法
一般競争入札
- 五 落札者を決定した日
令和六年七月三十一日
- 六 落札者の名称及び住所
みちのくリース株式会社
青森市橋本一丁目四の一〇
- 七 落札金額
百八十八万千円
- 八 落札者を決定した手続
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 九 入札の公告を行った日
令和六年六月十四日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭